

「Japanese Food Expo 2025 in ロサンゼルス」
香川県ブース出展企業募集要項

香川県と一般財団法人かがわ県産品振興機構（以下：当機構）では、県産品のさらなる輸出拡大を支援するため、ロサンゼルス（米国）で開催される日本食の食品見本市「Japanese Food Expo 2025 in ロサンゼルス」において、JETRO（日本貿易振興機構）が募集する自治体パビリオンに出展いたします。

つきましては、自治体パビリオン（香川県ブース）に出展する県内事業者を募集しますので、出展を希望する事業者の皆様は、別添1の企業情報、別添2の商品概要書を当機構までご提出ください。
※ 出展者については、最終的に当機構および株式会社Japan Naviでの審査を経て、事業者を決定します。本申込みによって出展を確約するものではありませんので御注意ください。

1. 食品展示会概要

この食品見本市では出展テーブルでの試食宣伝および試験販売が可能となっております。自社の商品がどのような消費者に買っていただけるのか、試食、試飲の提供や商品PRを通して来場者の反応や商品の訴求力を知ることが出来る機会となっております。

- ・日時：2025年11月14日（金）～11月17日（月）
- ・開催内容：（展示会は試食宣伝中心、試験販売も可）
 - 11月14日（金） 【第1部 B to B】 食品業界バイヤー（招待者） 12時～16時
【第2部 B to C】 一般消費者（有料入場者） 17時～21時
 - 11月15日（土） 【第1部 B to C】 一般消費者（有料入場者） 11時～14時
【第2部 B to C】 一般消費者（有料入場者） 16時～19時
 - 11月16日（日） 現地食品小売店舗等視察見学ツアー
 - 11月17日（月） 日系輸入卸事業者訪問 / JETRO米国市場セミナー等
- ・場所（展示会）：ヒルトン ロサンゼルス ユニバーサルシティ ホテル
(Hilton Los Angeles UniversalCity Hotel)
555 Universal Hollywood Drive, ロサンゼルス, CA 91608
- ・来場者（招待者）：レストラン・卸・小売等の事業者/バイヤー
来場者（有料入場者）：白人系、ヒスパニック系、アジア系などミレニアル世代やZ世代を中心とする消費のリーダー層
- ・主催：日本食文化振興協会EXPO運営事務局 URL:<https://www.japanfoodculture.biz/>
- ・事務局：【日本代表事務局】EATUSA株式会社 URL: <https://www.eatusa.biz>

2. 香川県ブース概要

香川県ブースは「自治体パビリオン」内にブースを出展いたします。また、香川県ブース運営につきましては、当機構が「米国（ロサンゼルス）で開催される食品見本市への香川県ブース設置・代理運用業務」を株式会社Japan Naviに委託します。

- ・規模：1事業者あたり
ブーススペース（約3m×約3m）×1小間
テーブル（180cm×76cm）×1本

3. 募集内容

- ・募集枠：4社程度
- ・出展商品数：各社5商品まで
- ・対象者：食品の製造もしくは販売に従事し、本社（本店）が香川県内にある事業者。または、香川県産農畜水産物の生産もしくは販売に従事し、本社（本店）が香川県内にある事業者。
最低1名が渡航し、ロサンゼルスでの展示会会場での商品PR 及び試食・試飲提供が可能なこと。
米国への販路開拓に取り組む意欲があり、事業参加後も海外からの引き合いに対応可能な担当者があること
FDA(米国食品医薬品局)への施設登録等の米国輸出に必要な手続きが完了していること。
または、商品の輸送までに完了見込みであること。

4. 商品の要件

- ・出展可能商品数：各社5商品まで。
- ・制度上米国へ輸出可能な、日本国内で生産・製造された食料・飲料品であること。
- ・別添のJapanese Food Expo 2025 出展規約を満たすもの。
- ・保存温度帯は常温、冷蔵、冷凍それぞれ出品可能とする。常温の場合には、出展した時点で最低2～3ヶ月以上の賞味期限を有している商品であること。
※日本からの輸送日数を考慮した場合、日本の輸出港に到着した時点で約6ヶ月以上必要。
- ・米国の法制度により米国での輸入や販売及び試食が不可である商品や輸出申請に長時間を要する、以下枠内記載の「募集除外商品」に該当しない商品であること。

- ・肉類(肉エキス・ゼラチン等を含む。認定施設で処理された牛肉で、米国で販売するために必要な手続きが完了している商品を除く)
- ・卵を含む商品(加熱焼成されたものは可。例)焼き菓子、焼き生地等)
- ・頭と内臓が除去されていない魚加工品
- ・乳製品(加熱したものは可)、乳製品を含む商品(生乳を使用した商品は不可。粉乳を使用した商品、焼き菓子は可)
- ・野菜、果物の一部(加工品を除く)
- ・ステビア、紅麹、くちなし、紅花、銅葉緑素、マリーゴールド、赤色(100番台)、その他合成着色料においてはFDA 許可色素(赤 3,40、黄 5,6、青 1)は可、等の一部の着色料を含む商品
- ・低酸性缶詰食品および酸性化食品(米国で販売するために必要な手続きが完了している商品を除く)
- ・酒、アルコール飲料(ラベル登録済である商品を除く)

※米国への輸出に向けた留意事項

輸出時に米国食品安全強化法(FSMA)に基づくFDA(米国食品医薬品局)への施設登録番号が必要となります。合わせてDUNS登録時の情報(DUNSナンバー、英文社名・住所)も必要。未登録の場合は申請が必要。

※米国に輸出が可能な商品であるかどうかは下記URLを確認してください。

- ・ 「日本からの輸出に関する制度 米国」 (ジェトロ)
https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/exportguide/
- ・ 「貿易投資相談Q&A(輸出) 米国」 (ジェトロ)
https://www.jetro.go.jp/qatop/qa/n_america/us/export/

※なお、上記の登録等に関しては「7. 出展支援について」(1)の米国FDA食品施設登録、規制に係る支援事業補助金の対象となります。

5. 申込方法

(1) 申込手順

添付様式の別添1「企業(事業者)情報」、別添2「商品概要書」(出展希望商品数が複数の場合、商品毎に記載が必要)に必要な事項を記載のうえ、下記宛先までメールでご提出ください。

【宛先】一般財団法人かがわ県産品振興機構 販路開拓部 杉本

【メール】kensanpin@pref.kagawa.lg.jp

【申し込み〆切】令和7年6月26日(木)

(2) 出展事業者の決定

提出書類の確認、企業情報・商品概要書の内容に基づき、当機構および実施企業の株式会社Japan Naviにて、参加企業を選定し、令和7年7月8日(火)に各事業者へ通知予定(通知日は変更の可能性あり)

6. 注意事項

- ・ 出展決定後、現地側の法規制の変更等により出展の条件が変更になる場合があります。また、物流事情の悪化等によるコンテナ輸送の遅延、天災地変、戦乱、暴動、疫病、テロ又は官公庁の命令等により事業が変更又は中止となる場合があります。
- ・ 各出展事業者の配置は主催者側にて決定し、JETRO募集の自治体パビリオンの応募自治体が多い場合、一部事業者はパビリオンの枠外にブースが配置される可能性があります。また、JETROの募集する自治体パビリオンに出展できない場合、募集枠を調整する可能性があります。
- ・ ご提供いただいた個人情報等は、事業実施のため運営委託会社等の関係者に提供いたしますが、正当な理由がある場合を除き、事業者の同意なく個人情報をその他第三者に提供いたしません。
- ・ 2025年11月16日(日)に 現地食品小売店舗等視察見学ツアー、11月17日(月) 日系輸入卸事業者訪問 と JETRO米国市場セミナーが計画されており、出展事業者の渡航者1名は希望があれば、無料で参加可能です。
- ・ 出展料に含まれていない追加備品、サービスは出展事業者様のご負担となります。
- ・ 酒類は試験販売ができず、試飲のみとなります。

- ・ 出展希望商品に関する輸出規制等の基本情報は必ずご自身にてご確認ください。

7. 出展支援について

- ・ 食品見本市における出展料金およびブース装飾費用は、当機構とJETROが負担いたします。
 - ・ 食品見本市にて各事業者1名、通訳を希望により配置が可能となっております。
 - ・ 試食用サンプル商品（常温限定）の海外輸送費・保管費を当機構が負担いたします。
- ※試食用サンプル商品の国内における輸送等の経費、試験販売分の輸送等の経費（国内・海外共に）は事業者様のご負担となります。
- ・ FDA(米国食品医薬品局)への施設登録等の米国輸出に必要な手続きがお済みでない場合、下記制度（1）で支援が可能です。

(1) <米国FDA食品施設登録・規制に係る支援事業補助金>

【支援内容】

1. 食品輸出の施設登録等に係る委託費
※DUNS ナンバーの取得、米国代理人指定関連費等を含む
2. 食品安全計画の作成に係る経費
3. 食品防御計画の作成に係る経費
4. 米国向け商品パッケージデザイン等作成費
※新規に作成するものに限り、増刷経費は対象としない
※米国向けに輸出できた場合に限る

【補助額・補助率】

- ・ 対象経費の1/2以内の額(千円未満切捨て)の合計又は 375 千円のいずれか低い額以内の額
- ・ 事業実施期間:令和8年3月31日までに実施報告書を提出できるもの
(予算の上限に達し次第、締め切ります)
- ・ 単年度あたり原則1回限り。ただし、一度目の申請で 375 千円に達していない場合は、年度内2回までの申請を認めるものとします。2度目の補助金額は、375 千円から 1度目の補助金額を差し引いた額を上限とします。

詳細URL：<https://www.kensanpin.org/topics/business/31355/>

(2) <かがわ県産品海外販路開拓・拡大支援事業補助金>

【支援内容】

1. 海外見本市・商談会・物産展等への出展に係る次の旅費
往復航空運賃(エコノミークラスに限り1名のみ)、宿泊料(1名のみ)
※パックの利用は原則認めないが、やむを得ない理由がある場合は事前に相談すること
2. 海外見本市・商談会・物産展等への出展に係る次の経費
ブース借上・装飾費、出展製品等輸送費(出展製品・パンフレット等の輸送費、保険料)、
海外向けオンライン見本市・オンライン商談会の出展経費
3. 通訳費(1事業者当たり、1日当たり1名限り)
※オンライン商談会時にも利用可能

4. マネキン費(1事業者当り、1日当り1名限り)
※事業者が渡航しない場合にも利用可能
5. 外国語版パンフレット・映像等、PR 資材作成費
※出展する海外見本市・商談会・物産展等で使用する場合に限り対象
6. 海外向け商品パッケージデザイン等作成費
※新規に作成するものに限り、増刷経費は対象としない

【補助額・補助率】

- ・初回:対象事業費の2/3以内の額又は 300 千円のいずれか低い額以内の額
2回目以降:対象事業費の1/2以内の額又は 300 千円のいずれか低い額以内の額
※当該年度を除く過去3年間(年度単位)に実施実績がない場合には、当該年度を初回とみなし、補助率を2/3以内とします。
- ・事業実施期間:令和8年3月10日までに実施報告書を提出できるもの
- ・単年度あたり原則1回限り。ただし、直行便就航地域における海外販路開拓等に取り組むため、高松空港発着の直行便利用を少なくとも1回含む場合には、年度内2回までの申請を認めるものとする。
- ・同一の申請で、複数の海外見本市・商談会・物産展等に対する申請はできません。

詳細URL : <https://www.kensanpin.org/topics/business/31256/>

8. 事業者様の負担について

- ・食品見本市にて、試食用サンプル商品(3,000食分)をご負担いただきます。
- ・事業者から東京の港までの試食用サンプル商品の国内輸送費は出展事業者様のご負担となります。
- ・試食用サンプル商品が冷蔵・冷凍商品の場合、海外輸送費と保管費は出展事業者様のご負担となります。
- ・試験販売分の商品については、輸送費も含めて出展事業者様のご負担となります。
- ・現地移動費は出展事業者様のご負担となります。
- ・渡航費につきましては、「7. 出展支援について」の(2)かがわ県産品海外販路開拓・拡大支援事業補助金の対象外となる部分は、出展事業者様のご負担となります。

9. お問い合わせ・お申し込み先

一般財団法人かがわ県産品振興機構 販路開拓部

担当: 松井・杉本

TEL: 087-832-3386

Email: kensanpin@pref.kagawa.lg.jp